

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、パブリックカンパニーとして、株主、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を構築・維持していくことを目指しております。

そのためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実が重要な経営課題と認識しており、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制、ステークホルダーに対する説明責任を全うするための適時・適切な情報開示体制、法令等を遵守するとともに、高い倫理観を保持しながら企業活動を行う体制の確立、浸透、定着を図っております。

コンプライアンスにつきましては、経営陣のみならず、全社員が認識し実践することが重要であると考えております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4. 議決権電子行使プラットフォームの利用、株主総会招集通知の英訳]

2018年3月末基準で、当社の株主構成に占める機関投資家の株式保有比率は13.9%、海外投資家の株式保有比率は11.2%であり、相対的に低い水準にあると考えております。今後、機関投資家または海外投資家の株式保有比率が20%を超える状況となった場合を目安に、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等について、検討を進めてまいります。

なお、海外投資家に当社概況をご理解いただくべく、英文の事業報告書 (Business Report) を毎年2回 (6月と12月) 発行し、自社ウェブサイトに掲載しております。

[補充原則3-1-2. 英語での情報開示]

海外投資家の株式保有比率が20%を超える状況となった場合を目安に、株主総会招集通知の英訳等、英語での情報開示、提供を検討いたします。

[補充原則4-1-2. 中期経営計画へのコミットメント]

当社では、毎年3月の取締役会において事業単年度の計画 (経営戦略、数値計画等) に加え、3ヶ年計画についても決議することとしております。ただし、事業単年度の必達計画は業績予想として数値を公表しておりますが、3ヶ年計画につきましては数値を公表しておりません。これは、当社グループが「新しさと違い」を提供するイノベーターとして新たな市場と顧客を創出する業態であり、1年ごとのローリングにより3ヶ年計画を策定しているため、株主や投資家の皆様に対してコミットメントできる中期的な数値計画の見通しを公表することが困難なためであります。

このことを踏まえ、株主や投資家の皆様に当社グループの中長期的な成長展望をご理解いただくための情報開示のあり方として、数値予測を伴った中期経営計画の公表は差し控え、経営戦略やビジョン等の定性情報のみを随時公表することとしております。

[補充原則4-10-1. 独立社外取締役の関与、諮問委員会等の設置]

当社の独立社外取締役は2名で、取締役会での過半数には達していませんが、現独立社外取締役は自身の専門性と経験を生かして取締役会で意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。また、独立社外取締役を構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会等の独立した諮問委員会につきましては、段階的に検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4. 上場株式の政策保有]

当社は、投資先企業との事業上の関係を総合的に勘案のうえ、当該株式を保有することが中長期的な観点より当社グループの企業価値向上に資すると取締役会が判断した場合に限り、上場株式を政策保有することとしております。

政策保有株式につきましては、必要に応じて継続保有の是非について取締役会に付議し、合理性が認められない場合は縮減を検討することとしております。また議決権行使につきましては、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか、投資先企業の企業価値向上につながるかどうか等を総合的に勘案して行っております。組織再編などにより、株式価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には、反対票を投じることとしております。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社は、関連会社 (子会社、持分法適用会社等) との事業取引を除き、関連当事者間の取引を行わないことを原則としております。例外的に関連当事者間の取引が発生する場合は、以下の手続きを経ることとしております。

1. 関連当事者間の取引の把握 (取引発生部門⇒総務部、経理部、IR部)
2. 当該関連当事者間の取引の必要性・合理性を管理本部長が判断
3. 必要性・合理性ありと判断した場合、管理本部担当役員が取締役会に付議
4. 取締役会の承認決議を受けて取引開始

ただし、明らかに必要性・合理性が認識でき、会社の利益を害する恐れのない場合は、代表取締役社長の決裁後に取締役会で報告することとしております。また、関連当事者に該当する取締役に対し、毎年経理部から関連当事者間の取引の報告を求め、その有無の確認を行っております。

[原則2-6. 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、キャッシュバランス型の確定給付型企業年金制度と確定拠出個人年金制度 (401k) を導入しております。適切な人材を配置のうえ、円満な運営に努めております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

- (1) 経営理念や経営戦略につきましては、当社ウェブサイトや決算説明 (IR) 資料にて開示しております。ただし、数値予測を伴った中期経営計画の公表は現状行っておりません。
- (2) 東京証券取引所が示した11項目の要開示事項については、本報告書にて開示しております。
- (3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を、本報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- (4) 取締役の選解任に際しては、人格・識見・実行力ともに優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者としております。監査役の選解任に際しては、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるかなどを勘案し、監査役としての適格性を慎重に検討したうえで行っております。なお、監査役候補者の指名については、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。一方で、当社は、経営陣幹部の解任を行うにあたって特段の方針と手続きを定めておりません。その理由は、経営陣幹部の解任は、会社の業績や資産状況、ステークホルダーに与える影響等、会社を取り巻く状況や将来予測を踏まえたうえで適時適切に判断すべきであるところ、解任理由や手続きを予め定めておくことにより、経営陣幹部の解任に関する対応や判断が硬直となることが懸念されるため、適切でないと考えためです。
- (5) 新任取締役候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選解任の理由等については、株主総会招集通知にて開示しております。

[補充原則4-1-1. 取締役会から経営陣に対する委任の範囲]

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機関としての経営会議及び各本部会議を月例で開催しております。

取締役会は、法令または定款で定めるもののほか、「取締役会規程」にて審議・報告すべきと定める当社及び関連会社 (子会社、持分法適用会社等) の重要事項を決議しております。

経営会議は、代表取締役社長を議長とし、業務執行取締役と各事業分野の責任者で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しております。なお、経営会議には常勤監査役も出席しております。

各本部 (技術、営業、生産、管理、経営企画) 会議は、本部長を議長とし、各部門グループの責任者で構成され、部門内の新たな課題や経営会議等で指摘された問題点について共通認識を持つとともに、経営目標の達成に向けた各部門での実行施策が報告・検証され、方向性の確認を行っております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」3-5. (3) の2で定める基準を参照のうえ、以下a~eに該当しないことを当社の社外取締役の独立性基準としております。

- a) 当社の関連会社 (子会社、持分法適用会社等) の役員や業務執行者
- b) 当社を主要な取引先とする法人個人、その役員や業務執行者、または当社の主要な取引先、その役員や業務執行者
- c) 当社から年間100万円以上の金銭・その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
- d) 過去にa~cまでに該当していた者 (aは過去10年以内、bとcは過去1年以内)
- e) 前記a~dまでのいずれかに掲げる者の2親等以内の近親者

独立社外取締役の選定に当たっては、独立性基準に加えて代表取締役との面談等を踏まえ、一般株主の視点で率直・活発で建設的な議論ができる人物を選定するよう努めております。

[補充原則4-11-1. 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

当社の取締役会は、取締役10名のうち2名、監査役3名を社外から選任することで経営から独立した客観的な視点を取り入れ、監視・監督機能を強化して透明性の高い経営を行っております。各候補者の選定にあたっては、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営に精通し、各々の豊富な経験と高い見識に基づき当社グループの企業活動に関して積極的な議論が行える人物を選定することを基本方針とし、主に以下を重視しております。

a) 取締役

当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、リーダーシップの発揮により当社グループの経営ビジョンを具現化できること及び当社グループの経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していること等を踏まえ、候補者を選定しております。

b) 監査役

会計財務等の会社管理、事業等の運営及び海外経験等の各人の業務経験やこれらから得た知見等のバランス、さらには業務執行者からの独立性を確保できる資質を重視し、候補者を選定しております。

c) 社外取締役及び社外監査役

当社グループの経営を的確かつ公正に監視・監督するため、一般事業会社の役員経験者、弁護士、税理士、学者等の有識者から専門性を踏まえ、候補者を選定しております。

また、定款で当社の取締役は15名以内としておりますが、現時点における取締役総数は10名であります。取締役会の規模につきましては、業容拡大に伴う取締役の増員や、コーポレート・ガバナンスの強化を図るための独立社外取締役の増員を見込み、概ね10名程度が妥当と考えております。

[補充原則4-11-2. 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況]

社外取締役、社外監査役を含む取締役、監査役及びその候補者の重要な兼職状況につきましては、毎年、株主総会招集通知に記載し、開示しております。

[補充原則4-11-3. 取締役会の実効性評価]

以下により、現在の取締役会のあり方や運営について、実効性があると評価しております。

- a) 2018年3月期において、書面決議を除く取締役会は13回 (定例12回と臨時1回) 開催され、経営に関する重要事項が遅滞なく審議、決定され、報告されております。
- b) 取締役及び社外取締役は、議案等が記載された取締役会開催通知を事前に受け取り、必要に応じて案件を所管する取締役や関係者に事前説明を求めて問題点を把握し、取締役会において積極的に意見を述べております。
- c) 監査役及び社外監査役は、議案等が記載された取締役会開催通知を事前に受け取り、必要に応じて案件を所管する取締役や関係者に事前説明を求めて問題点を把握し、取締役会またはその前後において、法令または定款への適合及びリスクの観点から積極的に意見を述べております。
- d) 社外取締役、社外監査役を含む取締役、監査役には、毎年度の期初に年間の定例取締役会の開催日を通知し、前広に予定を確保することで、取締役会当日の欠席者が出にくい運営としております。

[補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニング]

社外取締役、社外監査役を含む取締役及び監査役に対するトレーニングとして、役員として遵守すべき法的な義務や責任について、法令改正等を踏まえた知識・知見を学ぶための研修会を開催し、コンプライアンス経営の徹底を図っております。このほか、新任の取締役、監査役に対しては、当社グループの経営戦略、事業内容、財務内容等に関する必要な知識を取得し、求められる役割と責務を十分に理解するための機会を提供しております。

[原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、株主・投資家の皆様に対して正確な情報を公平に提供するため、IR担当役員及び専門部署であるIR部が当社から発信する情報を取りまとめてインサイダー情報管理を徹底しつつ、積極的な対話に向けた整備・取り組みを推進しております。

機関投資家、アナリスト及び報道機関の皆様に対しては、決算説明会を半期毎に開催するとともに、四半期毎にスモールミーティングや投資家訪問を行うほか、IR部にて電話取材や訪問取材を適宜受け付けております。また、個人の株主・投資家の皆様に対しても、IR説明会を適宜開催しているほか、株主総会の後にもIR説明会を開催するなど積極的に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社池田ホールディングス	4,497,200	14.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,630,600	8.76
有限会社田中企画	2,330,000	7.76
田中 規幸	2,025,400	6.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,725,900	5.75
東京中小企業投資育成株式会社	1,524,000	5.07
ミマキエンジニアリング従業員持株会	1,468,800	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	979,700	3.26
株式会社八十二銀行	840,000	2.80
アデキパートナーズ株式会社	833,200	2.77

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 誠	税理士											
荒井 寿光	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 誠	○	----	税理士として財務・税法・会社法を中心に経営管理業務全般に携わってきた経験を踏まえて、経営判断を客観的にモニタリングできる人物であると判断し、選任しております。また、独立性基準及び開示加重要件への該当がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性を有していると判断し、独立役員として指定いたしました。

荒井 寿光	○	----	特許庁長官、通商産業審議官等を歴任され、監査業務に求められる豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から有用な意見・助言を期待できるものと判断し、選任しております。また、独立性基準及び開示加重要件への該当がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性を有していると判断し、独立役員として指定いたしました。
-------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携につきましては、会計監査人より常勤監査役に、監査年間計画書の報告及び会計監査実施後の監査実施報告書に基づき報告が行われ、その報告内容は常勤監査役より監査役会に報告され、相互補完的に効率的な監査を実施できるよう連携を図っております。また、監査役と内部監査部門との連携につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査部門として設置されている監査室の監査室長より、常勤監査役に、内部監査年間計画書の報告及び内部監査実施後の内部監査報告書に基づき報告が行われ、その報告内容は常勤監査役より監査役会に報告され、相互補完的に効率的な監査が実施できるよう連携を図っております。さらに、四半期毎に監査役・会計監査人・監査室の三者による情報共有の場を設け、相互に連携を保ちながら監査の質の向上と効率化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
善野 洋	他の会社の出身者										△			
岩下 智和	弁護士													
土屋 幸夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
善野 洋	○	過去に当社取引先の株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者でありましたが、既に同行を退職して相当年数(1年以上)経過しております。	金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しており、経営に対する適正な助言・監査が望め、当社取締役の職務執行の妥当性を監査する観点から適当な人物であると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性を有していると判断し、独立役員として指定いたしました。
岩下 智和	○	----	弁護士として法律面に精通しており経営に対する法的な助言・監査が望め、当社取締役の職務執行の妥当性を監査する観点から適当な人物であると判断し、選任しております。また、独立性基準及び開示加重要件への該当がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性を有していると判断し、独立役員として指定いたしました。
土屋 幸夫	○	----	当社の大株主である東京中小企業投資育成株式会社での長年のキャリアによる経営に対する適正な助言・監査が望め、当社取締役の職務執行の妥当性を監査する観点から適当な人物であると判断し、選任しております。また、独立性基準及び開示加重要件への該当がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性を有していると判断し、独立役員として指定いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

役職による責任・功績等を総合的に勘案し、取締役会において付与対象者を決定しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および営業報告書(事業報告)において、全取締役の総額を開示しております。
第43期事業年度において、当社の取締役に支払った報酬は、取締役10名219,023千円であります。なお、当社の取締役2名が連結子会社の常勤役員を兼務することにより、上記以外に当該連結子会社より57,571千円の役員報酬が支払われております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

役員の報酬は、2008年6月26日開催の第33期定時株主総会において決議された限度額（取締役は年額400百万円以内、監査役は年額70百万円以内）の範囲内で、業績、収益状況等を考慮して決定しております。取締役分報酬総額の各取締役への配分及び監査役分報酬総額の各監査役への配分は、取締役、監査役のそれぞれの職務に応じて算定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役または社外監査役の職務を補助する専任スタッフは配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべきスタッフを求めた場合には対応できる体制としております。また、取締役会の開催に際しては事務局（管理本部）が関係資料を事前配布しており、重要と認められる事案や情報については事前説明を行うことで、社外取締役（社外監査役）による経営監視機能の確保に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

「現状の体制の概要」

当社は、監査役制度を採用しており、各機関の内容は、次のとおりであります。

1. 取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役10名で構成され、「会社の重要な意思決定及び監督機能」を担っております。取締役会は、毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。

2. 経営会議

常勤役員、本部長及び事業部長を主要な構成メンバーとする経営会議は、代表取締役社長の諮問機関として「会社の予算の実行状況の分析報告」及び「執行部門における予算管理、施策の審議機能」を担っております。経営会議は、毎月定期的に開催しております。

3. 監査役・監査役会

当社は、監査役及び監査役会を設置しており、常勤の社外監査役1名、非常勤の社外監査役2名の計3名体制であり、毎月1回定期的に監査役会にて監査役相互で協議を行っております。監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会にも出席し、取締役の業務執行の監査強化に努めているほか、各部門への巡回並びに責任者との面談、子会社取締役会への出席等を実施し、業務監査体制の強化に努めております。また、会計監査の実効性を保つため、定期的に会計監査人と意見や情報の交換をしております。

4. 監査室

代表取締役社長直属の内部監査担当組織として監査室を設置し、3名が担当しております。毎事業年度末までに代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づいて内部監査を実施し、監査終了後速やかに監査報告書を作成し代表取締役社長に報告いたします。監査室長は、代表取締役社長からの改善勧告事項を「改善指示書」に記載のうえ、被監査部門長に監査結果を回付いたします。また、被監査部門長は、改善勧告事項に対し、改善実施状況を所定の「改善報告書」に記載のうえ、監査室長及び代表取締役社長宛に提出する仕組みになっております。

5. 内部監査、監査役監査及び会計監査人の相互連携について

内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の連携につきましては、それぞれ違った役割で監査を実施しておりますが、各監査機関の指摘を受け、相互補完的に効率的な監査が実施できるよう、連携を図っております。具体的には、会計監査人の実施する監査計画概要書の報告、期末決算における監査結果の報告会に監査室及び常勤監査役がそれぞれ出席しているほか、内部統制等の期中監査を中心に監査室及び常勤監査役がそれぞれ随時立会を実施しております。また、監査室からは内部監査計画書の報告、内部監査実施の都度「内部監査報告書」にて常勤監査役に報告をしております。大規模部署は毎年、営業拠点等は隔年に、それぞれ違った視点で内部監査と監査役監査を連携して実施しております。

6. 会計監査の状況

当社の会計監査につきましては有限責任監査法人トーマツに所属する指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士矢野浩一氏及び杉田昌則氏が業務を執行し、公認会計士5名、その他9名がその業務の補助を行っております。また、当社と有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。継続監査年数については7年以下であるため、記載を省略しております。

なお、2007年6月27日開催の第32期定時株主総会において、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役の役割は、取締役会での議決権を有する者が社内取締役と異なる視点を示し、内部論理では気付かない点を指摘することにあると考えております。それにより取締役会に緊張感が生まれ、経営判断の透明性・公平性が客観的に担保されることを期待し、当社では社外取締役2名（独立役員）を選任しております。また、社外取締役に加えて監査役会を設置するとともに、社外監査役3名（独立役員）も選任しております。社外監査役は、取締役会における経営判断を法令の遵守という観点のみならず、外部者として社外の良識や経験、見識に基づいた客観的な視点からの評価を行い、各取締役の経営判断プロセスにおいて非合理的な要素が認められる場合には、取締役会で積極的に意見具申を行っております。取締役会では、そのような社外監査役の意見を最大限尊重し、経営判断において適切に反映しております。

したがって当社では、社外取締役に期待される役割が社外監査役の監査及び監督等によっても担保されており、経営の監視が十分に機能する体制は整っているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ株主総会の議案等を早めにお届けできるよう早期発送に努めてまいります。
その他	株主総会終了後に、会社説明会及び製品説明会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長による会社説明会を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・アナリストを対象とした説明会を第2四半期、期末の年2回開催しており、第1・第3四半期には、機関投資家・アナリストを対象に決算内容の説明と質疑応答を中心としたスモールミーティングや電話会議を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の企業・IRサイトに決算関連資料等の適時開示資料及びプレスリリース、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を情報開示担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」にて、取引先、株主、従業員など様々なステークホルダーの要望に応えるための方針を明記し、良好な関係を構築・維持していくことを目指しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

企業におけるコーポレートガバナンスの重要性が益々高まっていく中、当社といたしましては、関係法令・規則の遵守はもとより、会社情報の適時開示、インサイダー情報の厳密な管理、顧客情報などのセキュリティポリシー確立等に向けた内部統制システムの整備は、パブリックカンパニーとして重要な責務であると考えております。

当社は、下記のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、取締役一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。
- 取締役会は、法令・定款及び「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要事項を決定しております。
- 代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合、監査室は直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告しております。
- 取締役が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を各種法令及び「取締役会規程」、「稟議規程」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。
- 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護管理・個人番号及び特定個人情報取扱規程」に従い、適切に保管及び管理される体制を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 「取締役会規程」、「組織・職務分掌及び権限規程」及び「稟議規程」に従い、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う体制を整備しております。
- 管理本部長は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備及び運用する役割と責任を有しております。
- 監査室の監査により法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、内容及び損失の程度等について、直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告される体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 定例取締役会を原則月1回開催し、重要事項及び業務執行を決定し、各取締役の業務執行状況の監査等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。
- 取締役の職務執行は、「取締役会規程」及び「組織・職務分掌及び権限規程」に取締役会付議事項と定められている事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、多面的な審議を経て意思決定を行う体制を取っております。
- 取締役の日常の職務執行については、「組織・職務分掌及び権限規程」、「稟議規程」等の意思決定ルールに基づき権限を明確化し、効率的な達成方法を定めております。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことにより、業務の効率的運営を図っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、「コンプライアンス規程」を制定・施行し、使用人一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識し、取引先・株主・従業員等のステークホルダーの要望に応えるため、法令等を遵守するよう徹底を図っております。
- 代表取締役社長の直轄部署として監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査室監査により法令・定款及び社内規程に違反する事項が発見された場合、監査室は直ちに代表取締役会長及び代表取締役社長に報告しております。
- 使用人が法令・定款及び社内規程に違反する行為を発見した場合には、コンプライアンス推進者に通報できる社内体制を整備しております。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。また、「関係会社管理規程」に定めている、子会社取り纏め部署の経営企画本部及び各子会社窓口の各担当部は、子会社の損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会、代表取締役会長及び代表取締役社長に報告する体制を確保しております。
- 当社はグループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分を定めております。
- 当社が設置・運営する「コンプライアンス相談・通報窓口」は、当社及び子会社の役員及び従業員等が利用できる体制を確保しております。
- 監査室は、子会社に対する内部監査を行い、法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、代表取締役会長及び代表取締役社長に報告する体制を確保しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には当該使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役で意見交換のうえ、決定するものとしております。
- 当該使用人の独立性と当該使用人への指示の実効性の確保に十分留意し、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告いたします。
- 取締役及び使用人は、経営層において法令・定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、「コンプライアンス規程」により監査役会に報告できる体制を構築しております。

9. 子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- 子会社の業務または財務の状況に重大な影響を与える可能性のある事態が発生した場合、当該子会社の取締役及び使用人は速やかに当社取締役、経営企画本部長及び各子会社窓口の各担当部に報告いたします。報告を受けた事項のうち当社監査役の職務の執行に必要な範囲のものは、速やかに報告いたします。
- 監査室は、子会社の内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談・通報窓口」による子会社に関する通報のうち重要なものは当社監査役に報告いたします。なお、当社監査役から求められた場合、子会社の取締役及び使用人は速やかに適切な報告を行います。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 「コンプライアンス相談・通報窓口」への通報と同様、当社監査役に対しその職務執行に資する通報がなされた場合、通報者が不利益を被ることがない旨明文化し、グループ全役職員に周知徹底いたします。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

a. 監査役(会)の職務執行について生じる費用または債務の処理については、通常の監査費用は、予算化するとともに、監査役(会)職務の執行にあたり必要と認めるときは、外部専門家等を起用することができるとしております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役及び取締役は、監査活動の実効性を高めるため、監査役と平素より重要課題等について意見交換を行うなど、意思疎通を図っております。

b. 監査室は、内部監査結果の報告や定例的な会合により、随時監査役との連携を図っております。

13. 反社会的勢力の排除に向けた体制

a. 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、暴力団等いわゆる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。また、新規取引の際には、相手方が反社会的勢力に該当しないか調査のうえ、取引を開始しております。

14. 財務報告の信頼性を確保するための体制

a. 当社及び子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めております。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、2006年4月1日に定めた「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を定めております。また、同規程では、新規取引の際には、相手先が反社会的勢力でないことを日経テレコン等のデータベースを利用して調査したうえで取引を開始することとしております。反社会的勢力からの接触があった場合に備え、日常業務での注意点等の具体的な行動指針を示した「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、総務部を窓口としてその対応にあたることを定めるほか、必要に応じて弁護士、警察・暴追センターに相談し適切な措置を講ずる体制としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

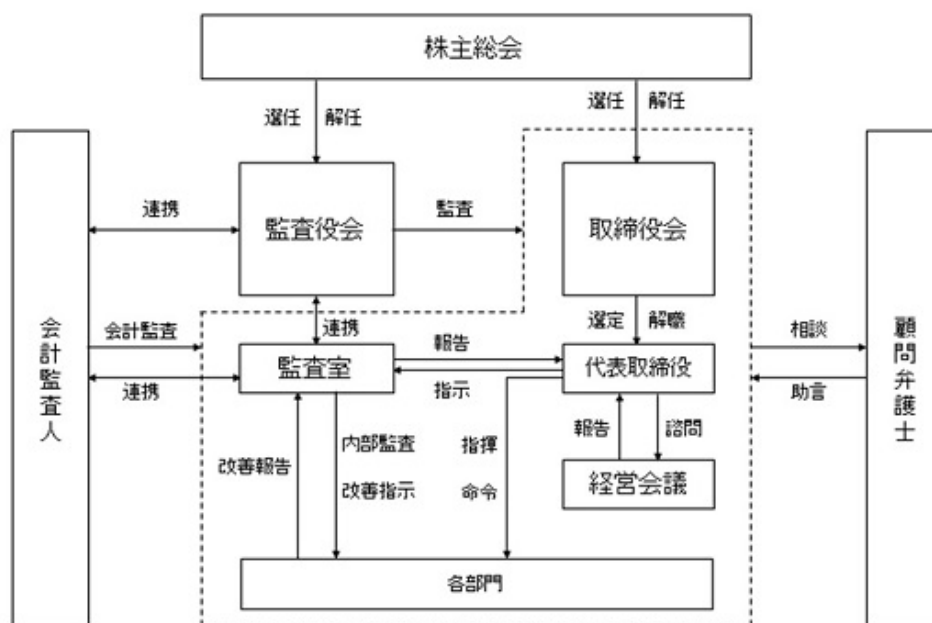
該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図】



【適時開示体制】

